

技術資料作成説明書
【一般競争入札__段階の選抜方式版】

令和 8 年 7 月版

東日本高速道路株式会社
関東支社

【改訂履歴】

※赤文字の箇所が今回改訂の箇所になります。

改訂	適用公告日	項目	主な改訂内容
令和7年12月版	2025.12.8	6.	様式4「技術提案書作成にあたっての課題と着目点（一次審査）」記載上の注意事項を更新
令和7年12月版	2025.12.8		様式4「技術提案書作成にあたっての課題と着目点（一次審査）」の様式名を更新
令和8年2月版	2026.2.18		技術評価対象項目の項目名称及び競争参加希望者について、統一した文言へ変更
令和8年2月版	2026.2.18	6.	添付資料の提出が必要ないものについては（提出不要）と追記
令和8年3月版	2026.3.27	5.(1)1)	共同企業体で競争参加資格申請を行う場合の評価方法を更新
令和8年3月版	2026.3.27	5.(1)2)	特定JVの構成員における競争参加資格申請を行う場合の評価点算出の記載を修正
令和8年3月版	2026.3.27	5.(2)	共同企業体で競争参加資格申請を行う場合の評価方法を更新
令和8年3月版	2026.3.27	5.(3)	共同企業体で競争参加資格申請を行う場合の評価方法を更新
令和8年3月版	2026.3.27	5.(4)	経常共同企業体の評価の取り扱いを追記
令和8年7月版	2026.7.1		技術評価対象項目の項目名称及び記載上の注意事項の文言を変更
令和8年7月版	2026.7.1	5.(1)	証明資料の記載内容を変更

技術資料作成説明書（一般競争入札版）

この技術資料作成説明書（技術資料様式）は、入札方式が「一般競争入札」で段階的選抜方式の場合で、「共通入札公告」2-3-2. 競争参加資格確認申請書の作成に係る作成方法を示すものである。

1. 競争参加資格確認申請における提出書類

競争参加資格確認申請において、下表に示す申請書及び申請内容を証明するための資料（以下「証明資料」という。）の提出を行うこととする。なお、証明書類は5の各項目に示す書類をPDF形式（ファイル名、作成サイズは自由）で提出を行うこととする。

様式 番号	様式 名称	作成 ファイル名	作成 サイズ	ファイル 形式
様式1	競争参加資格確認申請書	様式1_申請書（会社名）	A4 判	PDF
様式2	担当者連絡先届	様式2_担当者連絡先届（会社名）	A4 判	PDF
様式3	技術資料	様式3_技術資料（会社名）	—	xlsx
様式4	技術提案書作成にあたっての課題と着目点（一次審査）	様式4_着目点（会社名）	A4 判	PDF

2. 様式のデータファイル提供について

申請書の各様式のうち技術資料（競争参加確認申請書様式3）は、xlsx形式ファイル（Microsoft社の「Excel2007」それ以降のバージョンで作成したデータ）、その他のファイルは docx 形式ファイル（Microsoft社の「Word2007」それ以降のバージョンで作成したデータ）で提供する。

3. 申請書及び証明資料の提出方法

申請書及び証明資料の提出方法：入札公告（説明書）を参照することとする。

申請書及び証明資料の提出に関する留意事項：次の1)及び2)のとおりとする。

- 1)： 申請書及び証明資料の提出にあたっては、上表に示す作成ファイル名・作成サイズ・ファイル形式により各様式を作成し、保存したデータを添付することとする。
- 2)： PDF形式で提出するデータファイルは以下のとおり作成することとする。
《PDFファイルの作成》
 - ① NEXCO 東日本から提供された docx 形式のデータファイルに必要事項を記載する。
 - ② 上記①により作成したデータを紙印刷又はPDF形式印刷をすることとする。
 - ③ 上記②で紙印刷した場合はスキャナ等によりPDF化することとする。

4. 申請書の作成

(1) 申請書及び証明書一覧表

提出が必要となる申請書及び証明資料の作成は、入札方式に応じ下表の番号に示す留意事項及び注意事項を参照することとする。なお、詳しくは、入札公告（説明書）で提出を求めている内容を確認すること。

様式 番号	様式名称及び証明資料等		総合評価落札方式	
			高度技術提案型 段階的選抜方式	技術提案評価型 段階的選抜方式
様式 1	競争参加資格確認申請書		4. (2). 1)	4. (2). 1)
様式 2	担当者連絡先届		4. (2). 2)	4. (2). 2)
様式 3	技術資料	競争参加希望者の同種工事の施工実績	5. (1). 1) 5. (1). 2)	5. (1). 1) 5. (1). 2)
		競争参加希望者の品質、環境、労働安全衛生マネジメントシステムの取得状況	5. (2)	5. (2)
		カーボンニュートラルへの取り組み	5. (3)	5. (3)
様式 4	技術提案書作成にあたっての課題と着目点(一次審査)		6	6

(2) 申請書の作成に関する留意事項

申請書の作成に関する留意事項は次の 1) から 4) のとおり。

1) : 様式 1 「競争参加資格確認申請書」

本説明書に添付している様式 1 「競争参加資格確認申請書」を参考に作成することとする。

2) : 様式 2 「担当者連絡先届」

本説明書に添付している様式 2 「担当者連絡先届」を参考に作成することとする。

3) : 様式 3 「技術資料」

本説明書に添付している様式 3 「技術資料」及び本説明書「5. 様式 3 「技術資料」記載上の留意事項及び証明資料」を参考に作成することとする。

4) : 様式 4 「技術提案書作成にあたっての課題と着目点(一次審査)」

本説明書に添付している様式 4 「技術提案書作成にあたっての課題と着目点(一次審査)」及び本説明書「6. 様式 4 「技術提案書作成にあたっての課題と着目点(一次審査)」記載上の留意事項及び証明資料」を参考に作成することとする。

5. 様式3「技術資料」記載上の注意事項及び証明資料

各項目に係る記載上の注意事項及び証明資料の右欄にチェック欄を設けているので、注意事項等を踏まえた記載がなされているか競争参加希望者各自でチェックすることとする。

(1) 競争参加希望者の同種工事の施工実績

1) 単体又は特定JVの代表者

入札公告（説明書）で指定する年度以降に公共発注機関※から直接仕事を受注する企業（以下、「元請」という。）として完成及び受渡しが完了した下記の同種工事の施工実績を有すること。 ※公共発注機関とは、国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人、建設業法施行規則第十八条で規定する国土交通省令で定める法人又は外国政府機関をいう。		
同種工事	入札公告（説明書）で指定する競争参加希望者に求める同種工事の内容による。	
記載上の注意事項	【求める同種工事が単独の場合】 ①入札公告（説明書）で指定する年度以降に元請として完成及び受渡しが完了した同種工事の施工実績を1件記載すること。 【求める同種工事が複数あって、かつ同一工事での実績を求める場合】 ①入札公告（説明書）で指定する年度以降に元請として完成及び受渡しが完了した同種工事の施工実績をそれぞれ1件記載すること。 なお、同種工事の施工実績は同一の工事であること。 【求める同種工事が複数であるが、同一工事での実績でなくとも認める場合】 ①入札公告（説明書）で指定する年度以降に元請として完成及び受渡しが完了した同種工事の施工実績をそれぞれ1件記載すること。 なお、同種工事の施工実績は同一の工事において有する必要はない。	☐
	②記載した同種工事の評定点合計が65点未満の工事、並びに評定点が付与されていない工事でないこと。	☐
	③記載した同種工事が特定建設工事共同企業体（以降、「共同企業体」という）の構成員としての実績の場合は、次のイ)又はロ)に該当する場合のみ、実績として評価する。 イ) 甲型共同企業体の構成員としての実績の場合（乙型の分担工事を甲型とする場合を含む）は、出資比率が20%以上であること。 ロ) 乙型共同企業体の構成員としての実績の場合は、分担工事が同種工事であること。	☐
	④契約不適合責任、競争参加資格停止等措置及びその他契約違反に該当する事実が判明した場合等により評定結果が修正されている場合は、修正後の評定点を記載すること。	☐
	⑤NEXCO 東日本が発注した、確定した判決又は公正取引委員会による課徴金納付命令若しくは排除措置命令において独占禁止法違反行為があったとされる工事でないこと。	☐
	【募集する工事種別が単一工種の場合】 ⑥共同企業体として競争参加資格申請をする場合は、次のイ)、ロ)又はハ)に基づき実績を評価する。 イ) 甲型共同企業体として競争参加資格申請をする場合、申請書等に記載の「代表者」の各工事種別の施工実績に基づき評価 ロ) 乙型共同企業体のうち、分担が「工事内容」として競争参加資格申請をする場合、申請書等に記載の「各構成員」の施工実績に基づいた評価結果を平均して評価 ハ) 乙型共同企業体のうち、分担が「施工区域」として競争参加資格申請をする場合、申請書等に記載の「構成員のうち最も評価の低い者」の施工実績に基づき評価 【募集する工事種別が異工種の場合】 ⑥共同企業体として競争参加資格申請をする場合は、次のイ)、ロ)又はハ)に基づき実績を評価する。	☐

	イ) 甲型共同企業体として競争参加資格申請をする場合、申請書等に記載の「代表者」の各工事種別の施工実績に基づき評価 ロ) 乙型共同企業体のうち、発注者が設定した各工事種別の構成員が単体の場合、申請書等に記載の「各工事種別の代表者」の施工実績に基づき評価 ハ) 乙型共同企業体のうち、発注者が設定したいずれかの工事種別の構成員が複数の場合、申請書等に記載の「各工事種別の代表者」の施工実績に基づき評価	
証明資料	①当該工事のコリンズ竣工登録時の「登録内容確認書」（以下、「登録内容確認書」という。）を添付すること。	☐
	②登録内容確認書では、同種工事の施工実績及びその他記載内容すべてが確認できない場合、又はコリンズに登録していない場合は、「契約書、図面、特記仕様書、発注者が発行した完成及び引渡しを証明できる書類等」で同種工事の施工実績に関する記載内容が証明できる書類の写しを添付すること。	☐
	③評定点合計を発注者から通知された写し（以下「評定通知書」という。）を添付すること。 なお、入札公告（説明書）で指定する年度以降に NEXCO 東日本において完成及び受渡しが完了した工事であって、天災など受注者の責によらないやむを得ない事情により、評定通知書を添付することができない場合は、入札公告（説明書）に記載の契約担当部署を通じて NEXCO 東日本に対し、評定点合計を申請書の提出期限 5 日前（休日を除く）までに照合することができる。なお、照会にあたっては契約担当部署に問合せのうえ、必要書類を申請書の提出期限 5 日前（休日を除く）までに書留郵便等により提出すること。	☐
	④完成及び受渡しの完了日については、次の書類により確認する。 イ) 評定通知書が証明書類として提出されている場合は、その通知日。 ロ) 評定通知書が提出されていない場合は、登録内容確認書の登録日。 ハ) 評定通知書及び登録内容確認書が提出されていない場合は、発注者が発行した完成及び引渡しの完了日が確認できる証明書類。 なお、いずれの場合も、日付が確認できる場合のみ実績として認める。	☐
	⑤必要な証明書類が添付されていない場合は、競争参加資格なしとする。	☐

2) 特定JVの構成員【入札公告（説明書）で特定JVの競争参加を認め、かつ、該当する場合】

入札公告（説明書）で指定する年度以降に元請として完成及び受渡しが完了した下記の同種工事の施工実績を有すること。		
同種工事	入札公告（説明書）で指定する競争参加希望者に求める同種工事又は同種工事（緩和）の内容による。	
記載上の注意事項	【求める同種工事が単独の場合】 ①入札公告（説明書）で指定する年度以降に元請として完成及び受渡しが完了した同種工事の施工実績を1件記載すること。 【求める同種工事が複数あって、かつ同一工事での実績を求める場合】 ①入札公告（説明書）で指定する年度以降に元請として完成及び受渡しが完了した同種工事の施工実績をそれぞれ1件記載すること。 なお、同種工事の施工実績は同一の工事であること。 【求める同種工事が複数であるが、同一工事での実績でなくとも認める場合】 ①入札公告（説明書）で指定する年度以降に元請として完成及び受渡しが完了した同種工事の施工実績をそれぞれ1件記載すること。 なお、同種工事の施工実績は同一の工事において有する必要はない。	☐
	②記載した同種工事の評定点合計が65点未満の工事、並びに評定点が付与されていない工事でないこと。	☐
	③記載した同種工事が共同企業体の構成員としての実績の場合は、次のイ)又はロ)に該当する場合のみ、実績として評価する。 イ) 甲型共同企業体の構成員としての実績の場合（乙型の分担工事を甲型とする場合を含む）は、出資比率が20%以上であること。 ロ) 乙型共同企業体の構成員としての実績の場合は、分担工事が同種工事であること。	☐
	④契約不適合責任、競争参加資格停止等措置及びその他契約違反に該当する事実が判明した場合等により評定結果が修正されている場合は、修正後の評定点を記載すること。	☐
	⑤NEXCO 東日本が発注した、確定した判決又は公正取引委員会による課徴金納付命令若しくは排除措置命令において独占禁止法違反行為があったとされる工事でないこと。	☐
証明資料	①登録内容確認書を添付すること。	☐
	②登録内容確認書では、同種工事の施工実績及びその他記載内容すべてが確認できない場合、又はコリンズに登録していない場合は、「契約書、図面、特記仕様書等」で同種工事の施工実績に関する記載内容が証明できる書類の写しを添付すること。	☐
	③評定通知書を添付すること。 なお、入札公告（説明書）で指定する年度以降に NEXCO 東日本において完成及び受渡しが完了した工事であって、天災など受注者の責によらないやむを得ない事情により、評定通知書を添付することができない場合は、入札公告（説明書）に記載の契約担当部署を通じて NEXCO 東日本に対し、評定点合計を申請書の提出期限5日前（休日を除く）までに照会することができる。なお、照会にあたっては契約担当部署に問合せのうえ、必要書類を申請書の提出期限5日前（休日を除く）までに書留郵便等により提出すること。	☐
	④完成及び受渡しの完了日については、次の書類により確認する。 イ) 評定通知書が証明書類として提出されている場合は、その通知日。 ロ) 評定通知書が提出されていない場合は、登録内容確認書の登録日。 ハ) 評定通知書及び登録内容確認書が提出されていない場合は、発注者が発行した完成及び引渡しの完了日が確認できる証明書類。 なお、いずれの場合も、日付が確認できる場合のみ実績として認める。	☐

	⑤必要な証明書類が添付されていない場合は、競争参加資格なしとする。	☐
--	-----------------------------------	--------------------------

(2) 競争参加希望者の品質、環境、労働安全衛生マネジメントシステムの取得状況

記載上の注意事項	①本工事の施工にあたり取得しているマネジメントが規定している事業活動内容が有効である場合に取得しているマネジメントシステムすべてを示すこと。取得しているマネジメントシステムが無い場合は「取得なし」とすること。	□						
	②共同企業体で競争参加資格申請を行う場合は、各工事種別の代表者が提出を行うこと。 代表者からの提出がなかった場合、または代表者以外からの提出があった場合は、0点とする。 共同企業体の型に応じて、以下の方法により評価を行う。 <table border="1" data-bbox="300 504 1353 667"> <thead> <tr> <th data-bbox="300 504 587 544">共同企業体の型</th> <th data-bbox="595 504 1353 544">評価方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="300 544 587 584">共同企業体（甲型）</td> <td data-bbox="595 544 1353 584">申請書等に記載の「代表者」の「取得数」を評価する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="300 584 587 667">共同企業体（乙型）</td> <td data-bbox="595 584 1353 667">申請書等に記載の「各工事種別の代表者」の「取得数」に対して評価を行い、それらを平均して評価する。</td> </tr> </tbody> </table>	共同企業体の型	評価方法	共同企業体（甲型）	申請書等に記載の「代表者」の「取得数」を評価する。	共同企業体（乙型）	申請書等に記載の「各工事種別の代表者」の「取得数」に対して評価を行い、それらを平均して評価する。	□
	共同企業体の型	評価方法						
	共同企業体（甲型）	申請書等に記載の「代表者」の「取得数」を評価する。						
共同企業体（乙型）	申請書等に記載の「各工事種別の代表者」の「取得数」に対して評価を行い、それらを平均して評価する。							
③労働安全衛生マネジメントシステムにおいて、COHSMS と ISO45001 を両方取得している場合、取得数は1つとして評価するものとする。	□							
証明資料	①マネジメントシステムの取得を「有」とした場合は、その登録証の写しを添付すること。 なお、添付されていない場合は評価しない。	□						

(3) カーボンニュートラルへの取り組み

記載上の注意事項	①入札公告（説明書）で指定する「カーボンニュートラルへの取り組み」を当該工事の建設現場において実施する場合、「取り組み事項」1)～4)のいずれかから該当する項目を選択すること。 なお、4)を選択した場合は、取り組み内容も必ず記入すること。	☐					
	②共同企業体で競争参加資格申請を行う場合は、各工事種別の代表者が提出を行うものとする。 代表者からの提出がなかった場合、または代表者以外からの提出があった場合は、0点とする。 共同企業体の型に応じて、以下の方法により評価を行う。	☐					
	<table border="1"> <tr> <th>共同企業体の型</th><th>評価方法</th></tr> <tr> <td>共同企業体（甲型）</td><td>申請書等に記載の「代表者」の取り組みを評価する。</td></tr> <tr> <td>共同企業体（乙型）</td><td>申請書等に記載の「各工事種別の代表者」の取り組みに対して評価を行い、それらを平均して評価する。</td></tr> </table>	共同企業体の型	評価方法	共同企業体（甲型）	申請書等に記載の「代表者」の取り組みを評価する。	共同企業体（乙型）	申請書等に記載の「各工事種別の代表者」の取り組みに対して評価を行い、それらを平均して評価する。
共同企業体の型	評価方法						
共同企業体（甲型）	申請書等に記載の「代表者」の取り組みを評価する。						
共同企業体（乙型）	申請書等に記載の「各工事種別の代表者」の取り組みに対して評価を行い、それらを平均して評価する。						
③取り組みは、設計図書に示す内容以外の実施内容で評価するものとし、規模・数量・期間は問わないものとする。	☐						
④取り組みは、当該工事において実施が確認できるものとし、安全や目的物の品質において、設計図書や適用する基準類を満たさない工法や材料等の使用は認めない。	☐						
⑤「その他のカーボンニュートラルへの取り組み」において、複数の内容が記載された場合であっても、1つの取り組みとして評価する。	☐						
⑥「取り組み事項」4)を選択し、取り組み内容が未記入の場合は、加点しない。	☐						
契約後の取扱い	①「取り組むとした内容」は履行義務が生じるものとする。なお、「その他のカーボンニュートラルへの取り組み」において、複数の内容が記載された場合は、記載した内容すべてに対し履行義務が生じるものとする。	☐					
	②監督員が履行確認を行った結果、受注者の責により「取り組むとした内容」の履行が達成されないと認められた場合は、本工事の請負工事成績評定点を減ずる。（最大5点）	☐					
	③競争参加資格申請時に取り組むとした内容の詳細について、別途監督員から交付される「カーボンニュートラル施工計画書」に記載の上、監督員に提出するものとし、履行状況を「創意工夫・社会性等に関する実施状況」「創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）」（共通仕様書規定様式）にて提出するものとする。	☐					
証明資料	①契約後に取り組み状況を確認するため、競争参加確認申請書時点での証明書類は不要とする。	☐					

(4) 経常共同企業体の評価の取りあつかい

経常共同企業体については、単体企業と同様に 1 企業として評価する。よって、単体による募集の場合 1 者として、特定建設工事共同企業体による募集の場合は 1 構成員として取りあつかう。

なお、評価方法については以下のとおりとする。

- ・施工実績については、経常共同企業体としての実績を評価する。構成員単体での実績は評価しない。
- ・品質、環境、労働安全衛生マネジメントシステムの取得状況については、構成員のいずれかが取得している項目について評価する。ただし、複数の構成員が同一のマネジメントシステムを取得している場合については、「取得数」についてはこれを 1 つのマネジメントシステムを取得しているものとして評価する。
- ・カーボンニュートラルへの取組については、構成員のいずれかが取り組む内容を経常共同企業体としての取り組み内容として評価する。

6. 様式 4「技術提案書作成にあたっての課題と着目点(一次審査)」記載上の注意事項及び

証明資料

各項目に係る記載上の注意事項及び証明資料の右欄にチェック欄を設けているので、注意事項等を踏まえた記載がなされているか競争参加希望者各自でチェックすることとする。

記載上の注意事項	①「技術提案書作成にあたっての課題と着目点(一次審査)」は、「課題」及び「着目点」をそれぞれ記載すること。いずれかの記載がないものは評価しない。	☐
	②当該項目は技術提案を求めているものではないため「課題」および「着目点」のみ記載すること。技術提案の内容に関する記載があっても、当該記載箇所を除き評価する。	☐
	③「技術提案書作成にあたっての課題と着目点(一次審査)」で記載した内容は、二次審査の技術提案書において、全ての「着目点」の内容を網羅するように作成すること。「着目点」に記載された内容が二次審査の技術提案書に全て網羅されていない場合は、技術対話において改善を求め改善技術提案書にて全て網羅されていない場合は不採用とする。	☐
	④A 4判1頁(片面)を超える「技術提案書作成にあたっての課題と着目点(一次審査)」が提出された場合、A 4判1頁(片面)に記載されている内容のみで評価を行い、それ以外の記載内容は評価対象としない。	☐
	⑤記載する文字の大きさは10ポイント以上とし、図表を含んでも良いが判読可能なものであること。	☐
	⑥評価項目毎の記載分量は問わないものとする。	☐
	⑦「課題」および「着目点」について、設計図書の条件に合致しない内容や関係法令に違反する内容である場合は評価しない。	☐
証明資料	(提出不要)	

以 上